

具体的な健全化方策

1 歳出削減に向けた取り組み

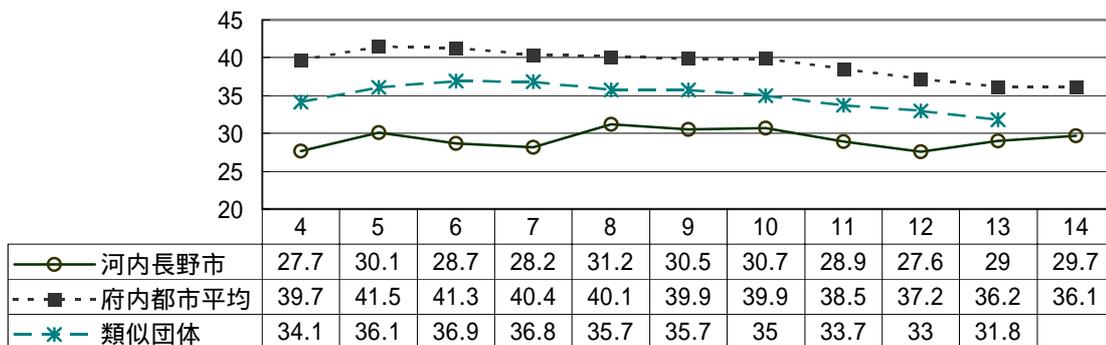
(1) 人件費の抑制

本市における経常収支比率内訳の人件費をみると、図32のように年度ごとに多少のばらつきはあるものの、約27～30%の間で安定的に推移しており、府内都市平均や類似団体と比較しても低い結果となっている。これは、本市が財政再建準用団体を2度も経験したという苦い教訓から、財政を硬直化させる要因となりがちな人件費を極力抑制し、民間活力を可能な限り利用するなど、少ない職員数でサービス提供に努めてきたことや、給与についても、常に国の給与制度を意識し、いち早く「わたり制度」の是正を図るなど府内で低い水準を維持してきたためであり、従来から職員数と給与の抑制に取り組んできた成果だと考えられる。

しかしながら、府内都市平均は、平成6年度以降低下傾向にあり、本市においても、今後も厳しい財政状況が続くと予測される中で、さらに効率的・効果的な行財政運営に向けての取り組みが必要であり、とりわけ経常経費に占める割合が最も高い人件費を抑制していくことが避けられない状況にある。

そこで、今回の人件費の削減については、まず、職員数の削減から取り組みを進め、サービス提供を行うための最低限の職員数を確保することを原則として、人件費の抑制を進める。

図32 経常収支比率内訳の人件費（単位 %）



職員数の削減による人件費の抑制

現在の職員数は、先に述べた歴史的な経過により、類似団体と比較しても低い職員数となっている。しかしながら、現在の財政状況を反映した人件費の見直しの中で、再度人材の効果的な配置や民間活力の活用などの方策を通じて、職員数の抑制に取り組まなければならない。

<削減の方向性>

定年退職者などの補充

- ・ 定年退職者の補充を抑制することにより、職員数の削減目標を45名とする。

そのために、本プログラムなどによる個別事業の見直し、民間活力の活用、嘱託員やアルバイト職員の活用などの健全化方策や、組織機構の見直しなどによる効率的な職員配置により実現することとする。

保育所において、国庫負担金などで配置基準のある業務については、その基準を原則として、本市の配置基準の再検討を行う。

上記方針を原則として、採用年度の平準化を考慮した計画的な採用や、業務量に応じた適正な定員管理を進めるため、「定員適正化計画」の見直しを行う。

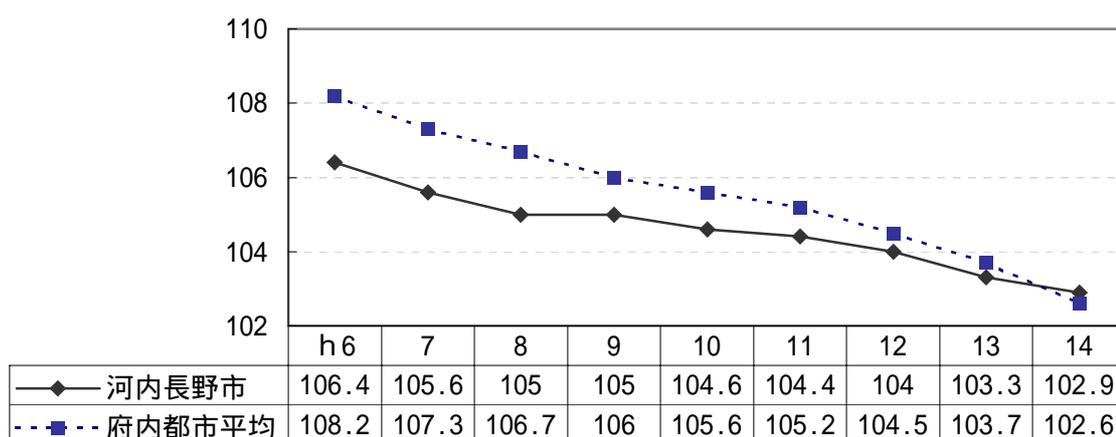
給与費等の削減

給与水準についてラスパイレス指数で比較すると、平成10年度～14年度までの本市のラスパイレス指数は、図表33のとおり104.6から102.9まで1.7ポイント下落しているが、府内都市平均では3.0ポイント下落しており、本市の給与水準は相対的に上昇し、平成14年度では府内都市平均を超える水準になっている。

このラスパイレス指数については、その計算方法と本市の職員の状況から、長期的には低落傾向を示すため、引き続き上昇させない工夫が求められる。

また、今回の人件費抑制策としては、職員数の削減を中心としているが、平成19年度からいわゆる団塊の世代を中心とした大量の定年退職が続く予定であり、そのための退職手当が人件費を押し上げる要因ともなるため、退職手当をはじめとした諸手当についても見直しを行う。

図表33 ラスパイレス指数の推移



< 給料見直しの方向性 >

職員給料の削減

職員数の削減目標を達成するまでの当分の間、職員給料削減などの措置により人件費の削減額を確保する。

特別職給料削減の継続

平成14年度より実施している特別職の給料の減額措置について、引き続き実施する。

職員給料の延伸などの措置

より一層の経済状況の悪化などにより、本プログラムによる経費削減努力より以上の削減努力が必要な場合や、健全化削減努力の不足などで、目標達成が行われない場合は、職員給料の延伸などの更なる抑制策を検討する。

<各種手当見直しの方向性>

平成12年度に特殊勤務手当の見直しを、平成15年度に管理職手当や通勤手当の見直しを実施し、各種手当の削減を進めてきたが、ますます深刻化する財政状況を考慮し、なお一層の手当の見直しに着手する。

特殊勤務手当

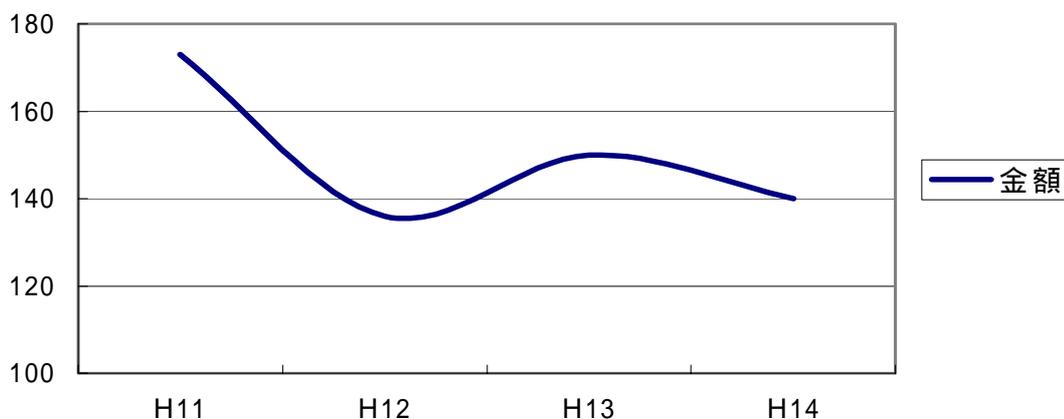
より一層の簡素化に向けた見直しを行う。

時間外勤務手当

時間外勤務手当（休日勤務手当を含む）の総額については、図34のような推移をたどり、やや下降傾向にある。しかしながら、今後の職員数の減少の中では、一時的に増加に転じる恐れがある。そこで、下記の措置をとり時間外勤務手当の抑制を図る。

- ・水曜日のノー残業デーの徹底を図る。
- ・現行の振替制度について弾力的な運用が可能となるように見直しを行い、振替休日の取得促進を図る。
- ・画一的、単一的な処理による残業については、アルバイトの活用などの代替措置をとり、時間外勤務手当の削減に努める。

図34 時間外勤務手当の総額の推移（単位百万円）



通勤手当

手当支給の目的や社会通念上の観点に照らした検討を行い、より適正な支給となるように見直しを行う。

退職手当

平成15年度の国の支給率改定に準じることとし、国基準に合わせた支給基準に改定する。

また、市長、助役、収入役、水道事業管理者、教育長及び参与の退職手当について、厳しい財政状況や他市の動向などを考慮し見直しを行う。

勧奨退職制度の充実

従来から勧奨退職制度を運用してきたが、職員削減目標数の早期達成のためや、均衡のとれた職員の年齢構成を維持するため、時限的に勧奨退職制度の充実を図る。

なお、勧奨退職制度により職員削減目標が早期に達成されるまでの間については、勧奨退職者の補充も抑制することとする。

嘱託員の再編と活用

嘱託員については、従来から、その専門性、特殊性などを考慮し嘱託員の採用を進めてきたが、下記の方針に従い嘱託員の抑制と新たな業務への活用を図る。

<見直しの方向性>

嘱託員の抑制

事務事業の見直しや縮小などにより、嘱託員の再編を行う。

主な嘱託員抑制事業

- ・ 保育所保育士（配置基準の再検討）
- ・ 社会教育指導体制整備（事業見直しによる整理）

嘱託員の活用

業務内容に応じて活用を図り、業務の合理化を進める。

主な新規嘱託員活用事業

- ・ 市民課窓口センター（センター全職員の嘱託員化）
- ・ 千代田、三日市公民館（全職員の嘱託員化）

アルバイトの活用

現在、職員や嘱託員で対応している業務について、その内容が、画一的、単純な業務や、一時的な対応である業務については、アルバイト職員の活用を進める。

特に、職員数が減少する中で、業務集中時期にサービスを低下させない方策の一つとしてアルバイトの積極的活用を検討する。

嘱託員、アルバイト職員の単価の精査と勤務時間の弾力的運用

現在、業務によっては、嘱託員、アルバイト職員の勤務時間について、弾力的な運用を行っているが、職種や内容で、引き続き、きめ細やかな単価設定を行うなどにより、人件費の圧縮に努める。

勤務時間について、全業務で再度勤務時間の精査を行い、最低限必要な時間の勤務形態とするなどの措置により人件費の圧縮を図る。

特に嘱託員については、勤務時間の弾力化をより一層推し進め、勤務形態に応じた報酬等の支払方法を検討するなど人件費の圧縮を図る。

その他の見直し

旅費の見直し

宿泊を伴う旅費の見直しを行う。

- ・日当の見直し（廃止を視野に入れた見直し）
- ・宿泊料の減額（実態に応じた額へ見直し）

委員報酬の見直し

委員報酬について、平成8年度より据え置かれており、改定は行われていないが、今回の人件費見直しにあわせて見直しを行う。

見直しの方向性として、特別職の給料の削減を行っていることや、職員給料の削減などを行うことを勘案して、総合的な観点から見直しを行う。

人件費の抑制による効果額

388百万円

(2) 事務経費の削減

本市の事務経費の抑制は、平成11年度予算から経常経費のマイナス5%シーリングを実施し、平成14年度予算からはマイナス10%シーリングを行うなど、従来から抑制に努めてきた。その成果として、過去5年間で約1,658百万円の節減効果をあげてきた。この経常経費の見直しにより、多くの事業において経費の節減が行われ、事務の合理化が進められてきた。

表35 年度ごとの経常経費抑制策と効果額（単位 百万円）

年度	H11	H12	H13	H14	H15	合計
方策	マイナス5%	マイナス5%	マイナス5%	マイナス10%	マイナス10%	
効果額	265	327	170	572	324	1,658

注：各年度当初予算ベース

しかしながら、今後さらに財政状況が悪化していく中では、更なる事務経費の削減が求められており、目的、効果の類似した事業の統合や、IT化の推進による経費節減、事業の必要性の再点検などを中心に個別事業ごとに見直しを進め、経費削減を進めなくてはならない。

類似事業の統廃合

< 削減の方向性 >

市の各種事業は、それぞれの課を中心に事業展開が進められ、それぞれに目的を持ちながら進めてきたが、その量・質とも過去の右肩上がりの経済状況の流れのままに増加傾向を示してきている。

その結果、市全般で事業を精査した場合、類似した事業展開が進められていることや、同一課内においても、類似事業が展開されている状況が見受けられる。

そこで、再度各事業の目的・対象などを精査し、類似事業の統廃合を進める。

主な統廃合を行うべき事業（業務）

- ・男女共同参画事業と「おんなとおとこのワイワイあごら」の統合
- ・学校教育研究推進活動事業の統合
- ・家庭教育支援事業と子育て支援事業の統合
- ・公民館図書室運営事業（図書購入費）を図書館の経費に統合
- ・公民館事業及び社会教育事業（青少年、乳幼児、児童関係）の見直し（統合）
- ・市民スポーツレクリエーション祭と市民体育祭の統合
- ・市民健康づくり事業と市民スポーツ教室事業の統合

IT化の推進による事務経費の節減

< 削減の方向性 >

IT化による事務事業の合理化・効率化は従来から取り組みを進め、1人1台パソ

コンの活用による事務の効率化への取り組みは、他市と比較して低いレベルにはない。今後はこれらIT資産をより一層活用して、事務の合理化・効率化を推進しなければならない。特に、パソコンやネットワークなどが整備されている状況では、IT化する投資額は、より少ない額で可能であるので、現在ある資源を有効活用した取り組みを進める。

なお、IT化については、初期投資が必要となる場合もあり、投資と効果について従来以上に厳密な検討を行い、過剰な投資とならないように注意することとする。

主なIT化を進める事業

- ・市民税、固定資産税など当初課税関係の入力業務の電算化
- ・庁内連絡物の電子化、送付状廃止
- ・ネットワークを活用した施設間の連絡方法の検討（IP電話など）

事務事業の必要性の再点検、合理化

<削減の方向性>

健全化基本方針でも明らかなように、市の事務事業の範囲を限定し、市の行うべき事業であったとしても、徹底した合理化とサービス範囲などの見直しを行うこととしている。

この方針に従い、再度、市が行うべき事業であるのか、また、合理化すべき事項はないかなど、徹底した見直しを行い、事業の整理・合理化を進める。

主な見直し項目

- ・会議賄の原則廃止
- ・各種印刷物の庁内印刷への変更（「行財政の現状と課題」、「決算書」、「施策の成果」など）
- ・審議会、懇談会など各種委員会の開催回数の見直し
- ・記念品の見直し、廃止（記念品を渡す必要があるか）
- ・各種無料配布物の簡素化による経費削減
- ・各種事業への市職員OBやボランティアの活用
- ・報道機関との連絡調整業務にかかる需用費の見直し
- ・事務服の全面廃止、作業服貸与制度の見直し、消防被服貸与制度の見直し
- ・給与袋の見直し
- ・交際費の抑制
- ・コピー枚数の削減
- ・各種賃借物件の賃借期間の延長
- ・事務室冷暖房設定温度の見直し
- ・昼休みや利用しない部屋の照明の節約
- ・職員のエレベータ利用制限の検討
- ・専用車の共用車への引上げによる公用車総数の削減
- ・公用車のリース化の検討

- ・消防団員関係業務の見直し
- ・各種事業関連旅費の見直し
- ・図書館、公民館図書室サービス経費の節減
- ・教職員への各種助成金の整理、見直し（必要性、効果）
- ・修学旅行引率教員経費の支給廃止

各種職員研修の再点検

<削減の方向性>

現在、職員（教職員含む）を対象に実施されている研修事業について、現在の財政状況を鑑みて再度見直しを行わなければならない。

特に、先進都市研修などの派遣研修については、その必要性や効果などについて見直しを行い、経費削減などに取り組む。

また、教職員対象の各種研修について、集合研修や、自主研修など様々な形態で研修が実施されているが、研修体系を整理し、その効果などについて、再度見直しを実施しなければならない。

主な見直し項目

- ・各種講座、研修などの講師謝礼の見直し
- ・派遣研修全般の見直し
- ・教員研修助成の事業整理

各種研究会などへの参加の見直し

研究・連携などを目的に自治体や、関係団体で構成している各種協議会などについて見直しを行う。特に加入の必要性を他市横並びでの参加ではなく、有効性、必要性の点検から検討しなければならない。

また、負担金について、負担金が本当に必要な協議会か見直しを行い、可能な限り負担金を支払うことなく運営が可能なように、協議会などに働きかけを行わなければならない。

各種団体の事務局体制の見直し

市民が中心となって活動を行う各種団体について、その事務局を行政が行っている事例が多数見受けられる。この事務局体制は、本来市民活動である以上、事務局を行政が行うことは、本来の趣旨から不適切なものであるし、他の市民活動と均衡を欠くものとなる。

そこで、これらの団体活動のあり方について見直し、団体の役割と市の役割を整理し、団体活動が市民主体で行えるように整備を進めなくてはならない。

ただし、実際に団体主導の活動へ誘導することは困難が予想されることから、団体の実情に応じた長期的な視野を持ち、市民と十分に話し合いを行いながら、徐々に役割を整理するなどにより団体活動を損なうことのないように配慮しながら進めなくては

ならない。

事務経費の削減による効果額

23百万円

(3) 委託料の見直し

本市の委託は、他市に比較して早い時期から取り組みを進め、現在多くの分野で委託を実施している。その結果として一部報道機関の調査では、市としては委託度が全国1位となるなど、市の業務の委託化は進んできた。

しかしながら、一方で委託することで省力化が実現したような錯覚に陥り、委託料自体が硬直化し、財政を圧迫する結果となっており、府内都市における人口一人当たりの委託料を比較した場合、本市は3位に位置することとなっている。

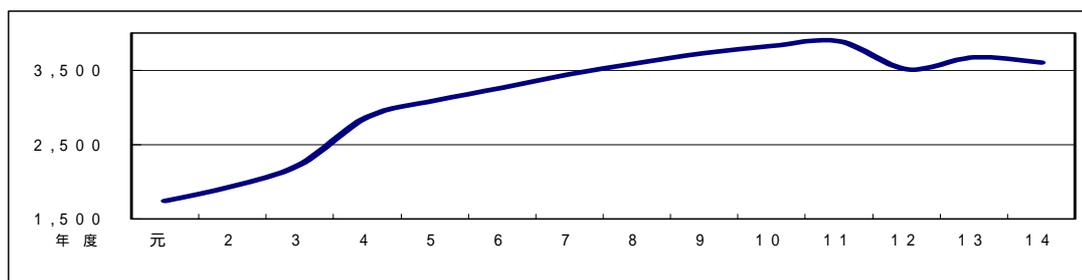
委託料は、その特徴として、委託内容（仕様）の見直しを行わない場合や、随意契約などにより委託先が固定されている場合に右肩上がりの傾向を示し、委託側がその委託内容を随時点検しチェックを行わなければ、かえって経費を増大させる恐れがある。図37は本市の委託料の推移を示しているが、この図でも明らかなように、平成11年度まで上昇傾向を示している。

そこで、今回の健全化においては、委託が事業経費の省力化につながる事は認識しつつ、委託で進める事が効率的な事業については引き続き委託を行うとともに、再度委託内容（仕様）の見直しを通じた委託料の削減や、競争入札の徹底を行い、委託料の削減を図る。また、各種団体への補助金的な意味合いが強い団体への事業委託についても、本来の事業の趣旨から見直しを進める。

表36 人口一人当たりの府内都市委託料(平成14年度決算ベース)(単位 人、円)

市町村名	委託料(千円)	人口	人口一人当たり委託料	順位
箕面市	4,222,861	121,232	34,833	1
池田市	3,088,149	99,779	30,950	2
河内長野市	3,606,985	121,717	29,634	3
摂津市	2,476,994	84,039	29,474	4
吹田市	8,932,227	342,112	26,109	5
大阪狭山市	1,459,712	56,100	26,020	6
茨木市	6,530,001	257,577	25,352	7
~~~~~				
泉大津市	1,124,709	75,905	14,817	29
守口市	2,149,557	149,649	14,364	30
寝屋川市	3,533,091	248,464	14,220	31
枚方市	5,139,580	401,753	12,793	32
都市平均	3,899,365	184,945	21,682	

図37 委託料の推移(単位 百万円)



現在市が行っている事業・業務委託には大別して4つの委託業務が存在する。

1. 施設の清掃、警備、機械保守などの施設管理業務
2. 設計、電算処理、福祉サービス、ごみ収集、し尿処理など専門的な業務
3. 健康フェア、老人福祉大会、市民文化祭などのイベント事業
4. こども会育成事業、防犯事業、少年補導事業など団体活動補助的な事業

これらの委託にはそれぞれの特性があるため、それに応じた健全化の方向性について示す。

#### 施設管理委託料の見直し

市の各種施設の管理委託料の多くは、その施設（市役所本庁舎を含む）の維持管理を目的とした委託料であり、大きく大別すると次のように分類することができる。

- ・ 施設の定期清掃業務（床、窓など）
- ・ 施設の日常清掃業務（簡単な清掃、ごみだしなど）
- ・ 機械警備委託
- ・ 浄化槽等清掃委託
- ・ 空調設備保守
- ・ 電気設備保安
- ・ 除草、緑地整備等
- ・ その他特殊設備委託料

#### < 削減の方向性 >

##### 1. 仕様の見直し（回数の削減と、職員による業務）

これらの委託について、その仕様の細部に渡り必要性の点検を行う。特に法令などに定めのあるものを除き、施設が最低限維持できる程度まで仕様を見直すとともに、施設職員ができることは職員で行うなどで、経費削減に努める。その場合において、定期清掃であれば、回数を減らす（年1回の委託であれば隔年とするなどの工夫を行う）などの削減努力を行う。その上で、職員ができないことを委託することを原則として仕様の見直しを行い、日常清掃業務などは、共用部分は別にして、執務室内清掃や、ゴミ出しなどは職員で行うなどで経費削減に努める。

また、巡回警備や夜間警備について、その必要性を再点検するとともに、宿直などについては人数減などを行う。

特に、その他特殊設備委託料については、その施設ごとの特異性があり、一律的な削減は不可能であるが、その特異性により検討を行わないのではなく、本当に必要な委託かどうかを見直し、最低限設備を維持できることに限定して仕様を見直すこととする。

対象施設 全施設（市役所本庁舎を含む）

## 2. 競争入札の実施

以前は、施設の管理委託については、その施設ごとの仕様書の作成と、施設ごとの契約を行っていたが、近年仕様の統一と競争入札の実施を進めている。

今後は、この流れをさらに加速し、仕様の見直しを通じて、統一的な仕様書を作成し、一括した競争入札の実施により、業者間の競争による委託料の削減を行う。

特に現在、随意契約となっているものについては、原則として競争入札を行うこととし、例外的な措置は認めないこととする。

また、外郭団体へ施設管理委託を行っている場合は、外郭団体へ委託を行うことが適当かどうか再度検証し、外郭団体が結果的に再委託を行っている場合などは、再度外郭団体へ委託を行う必要性を見直し、市の直接執行とするなどにより事務処理の簡素化と委託料の削減に努める。

対象施設 全施設（市役所本庁舎を含む）

## 3. 市民との協働の推進

施設によっては、体育館や公民館などのように、地域や各種団体と密接にかかわっている施設も多く、日々の管理運営において、相互に連携をとった運営を行っている。

このような施設については、基本方針で示したように、市民との協働を進め、施設の管理運営について市民と行政の協力により運営を進め、お互いがその連携を図ることで、施設の活性化と団体活動の活性化を図る。

その方策として、施設管理運営で委託している業務のうち、一定部分については市民の手にゆだねることも可能であり、結果的に双方が利益を享受することになると考えられる。

ただし、協働して管理運営を行う前提として、団体が恒常的な活動を行えるような体制（NPO法人など）を整えるのと同時に、十分な協議が必要であり、まずは行政との信頼関係の確立を図らなければならない。

### 主な対象施設

- ・スポーツ施設
- ・青少年活動センター
- ・公民館
- ・図書館
- ・放課後児童会
- ・(仮称)日野ふるさと施設
- ・消費生活センター
- ・各種観光施設やトイレなど

上記施設管理委託の見直しによる効果額

施設管理委託料の仕様見直し、競争入札の徹底などで全委託料の10%削減

#### 専門的な業務の委託の見直し

この分野の委託としては、し尿、ごみ収集の委託など、いわゆる現業部門の委託から、工事設計、電算処理、弁護士など専門的な委託まで多種多様な分野に及んでいるが、その内容にかかわらず、以下の見直し項目に従い見直しを実施する。

<削減の方向性>

#### 1. 仕様の見直し（委託の必要性、委託の効率性の点検）

委託によっては、その業務の全てを委託している場合や、仕様や単価の設定が不明瞭で、結果的に委託料の高騰に繋がっているものが見受けられる。

そこで、以下の観点で仕様の見直しを実施するとともに、委託の効率性について再点検を行うものとする。

- ・本当に委託が効率的かの点検
- ・必要な業務（仕様）のみ委託を行っているかの点検
- ・委託の積算単価が適正かの点検

#### 主な再点検委託業務

- ・高齢者給食サービスの単価見直し
- ・有害化学物質監視測定事業委託仕様の見直し
- ・緑化啓発事業内容の見直し
- ・金融税務経営相談・簡易診断事業委託仕様の見直し
- ・中小企業経営相談事業委託仕様の見直し
- ・放置自転車対策事業委託単価の見直し
- ・道路地権整理業務委託仕様の見直し
- ・下水・排水路の浚渫・清掃委託仕様の見直し（回数、箇所数）
- ・消費者相談業務の単価等見直し

#### 2. 競争入札の実施

委託を実施する場合の業者の選定について、前年度と同様の業者に随意で契約するケースが多数見受けられる。このような随意契約の多くは、競争相手がいないなどの理由によるものが多いが、再度競争が不可能か見直し、原則として競争入札を行う。

#### 主な競争入札とする業務

- ・悪臭監視測定事業における委託料積算根拠の精査及び競争入札実施の検討
- ・ごみ収集業務における委託料積算根拠の精査及び競争入札実施の検討
- ・迷惑駐車防止対策事業における委託料積算根拠の精査及び競争入札実施の検討

#### 3. 委託の効果の見直し

業務によっては、当初委託による業務運営が効率的であるとの理由から委託を行っ

てきたが、その後の情勢の変化により現在では、委託することよりも、嘱託員の活用や、自己運営により運営することが効率的な場合がある。最近では、電算処理業務の一部について、委託処理による効率性よりも、自己処理による効率化のほうが有効であるとの判断から、自己処理に切り替えた経過がある。

このように、再度その処理の見直しを行うことで、委託の有効性を再点検し、委託していることが、真に経費削減となっているかについて、点検を進める。

#### イベントなどの事業の見直し

「健康フェア」、「老人福祉大会」、「市民文化祭」など様々なイベントが委託事業として開催されている。また、委託事業としてではなく、事業補助として行われているイベントなどもある。ここでは、その両者について見直しを進めていくこととする。

市が主催するイベントについては、その必要性・効果などについて、従来から見直しは行われてきた。そういった中から、統合したイベントとして「ふれあい楽市きらく市」が開催されている。

しかしながら、これらイベントについては、再度、その効果に沿ってイベントの意義を問い直す必要がある。特に、イベントは本来、何らかの啓発や向上を意図したものがほとんどである。その施策を展開するのに最適の方法かどうかについて検討を進め、できる限りイベントのような一過性の催しを避け、継続的な施策展開の中で事業運営を行うものとする。

一方で、市民文化祭のように、日々の活動の集約的なイベントについては、日々の活動を行っている市民などの活動の集約であることから、市民活動中心の体制とし、市は、会場確保程度の支援で、市民が主体となった活動を展開できるような方策を検討すべきである。

なお、清掃キャンペーンのように、市民が一定の目的のために集い活動を行うことがそのイベントとしての意義ある場合については、イベントを継続しつつも、上記と同様に市民の活動を主体としたイベントとして運営の見直しを図り、経費削減に努めなければならない。

#### <主なイベントの種類と削減の方向性>

1. 一定の啓発を主体としたイベント（老人福祉大会、社会を明るくする運動、健康フェア、交通事故をなくす運動など）  
方向性 イベントを見直し、他の方法などを検討
2. 活動の集約としてのイベント（ふれあい楽市きらく市、市民文化祭、市民体育祭など）  
方向性 市民活動を主体とした場として見直し＝経費削減
3. 市民が集うことにより達成されるイベント（石川あすかふれあいゾーン清掃、市民まつり、シティマラソンなど）

方向性 市民を主体とした運営へ見直し = 経費削減

#### 4. その他のイベント

方向性 原則廃止を軸とした検討

##### 団体補助的な委託の見直し

各種団体へ委託している事業の中で、事業目的もさることながら、委託自体が団体活動の補助金的な意味をもつ委託がある。

これらの委託については、団体育成が市民福祉の向上になるとの観点や、団体の活動と委託内容が合致しているなどから委託事業として実施しているものであるが、団体育成が主たる目的である場合、委託という形態は、団体の自主性が発揮されず、団体の育成へと発展しない場合もあり、長年にわたり委託しながら、団体の自主的な活動が育たない結果となっている。また、行政運営の一環として委託を行っている場合は、団体活動と委託事業の境界があいまいとなり、団体活動 = 委託事業となっている場合も見受けられる。

そこで、再度委託事業のありかたについて見直し、原則として、団体育成の比重が高い場合は、事業補助へ切り替え、団体の育成を主体とした支援へ切り替えることとする。また、行政運営として委託を継続する場合は、再度団体活動と委託事業の整理を行うとともに、仕様の明確化と見直しによる徹底した経費削減に取り組まなければならない。

##### < 削減の方向性 >

団体活動が主体 補助金とし、額の精査

市の事業が主体 活動の整理と仕様の見直し、経費の削減

##### 主な見直し対象委託事業

- ・人権・平和啓発事業
- ・母子寡婦福祉会支援事業
- ・自然保護推進事業
- ・地域環境保全事業
- ・鳥獣保護事業
- ・観光・行事振興事業
- ・職員厚生事業
- ・消費者啓発活動事業
- ・防犯活動推進事業
- ・大阪府総合体育大会派遣事業
- ・市民スポーツ教室開催事業
- ・青少年地域交流事業
- ・こども会育成事業
- ・青少年健全育成事業
- ・青少年非行防止対策事業

### 業務の委託の推進

市の業務委託は、先のように多種多様に渡り、他市と比較して多いほうである。しかしながら、現在の業務運営の中では、まだまだ委託できる業務があり、これらの業務についても、従来の方法に固執するのではなく、柔軟な発想で業務方法の見直しを図り、市民サービスを低下させないで、経費の削減方法を検討すべきである。

そのための方法として、委託は一つの選択肢であり、民間活力を有効活用した行政運営を実現し、経費の削減に努めるべきである。

#### <削減の方向性>

##### 主な委託化を検討する事業

- ・衛生処理場運営の全面委託

委託料の見直しによる効果額

217百万円

#### (4) 建設投資の抑制

本市の現在の財政状況は、平成14年度決算で経常収支比率が91%となり、府内で比較すると比較的良好ではあるが、本来、健全な財政運営の目安としては70%～80%とされており、現状では程遠い数字であり、入院しなければならない寸前の状態であるといえる。その上、今後の財政状況で明らかのように、今後数年間で急激に悪化することが予想される。

そのような中で、投資的経費についても、社会資本整備が後年の維持管理や補修などの経常経費に影響を及ぼすことや、今後の「第4次総合計画」実施に向けた財源の確保が必要なことから、下記の項目に留意し経費の抑制に努めることとする。

##### 施設整備の抑制

施設整備については、三日市町駅前再開発事業が平成17年度をめぐり完了するが、市の施設整備関連としては、市営斎場や消防庁舎などまだまだ整備すべき施設がある。

これらの施設整備については、その建設が、地方債の償還以外にも、日々の管理運営や、維持補修などで多くの経常経費支出が予想される。現に、文化会館の維持管理（人件費、光熱水費、事業費除く）だけで年間1億円余りが支出され、加えて、今後施設・設備の維持補修に多大な経費支出が見込まれている。

そこで、今後の施設整備にあたっては、整備計画の検討段階で、施設維持管理にかかる経費分析を詳細に行い、その必要性、運営方法など充分精査し、費用対効果を明確にした上で整備計画を立て、民間活力の導入を図るなど、施設の維持管理経費が経常経費を圧迫しないような方策を検討すべきである。

表38 主な施設管理委託経費（単位 千円）

施設名	管理委託料（年間）
市役所庁舎	109,247
文化会館（ラプリーホール）	106,308
市民交流センター	41,362
市営斎場	32,834
福祉センター	23,537
青少年活動センター	16,255
市民総合体育館	14,295
図書館	11,834
障害者福祉センター	11,690
小山田コミュニティセンター	6,408

（平成15年度予算ベース）

注：いずれも管理にかかる光熱水費、人件費は含まない

##### 経常経費を抑制できる投資の検討

社会資本整備にかかる経費について、従来から国、府の補助金を活用した整備に努めてきたところであるが、厳しい財政状況の中で、より一層の経費削減に努め、補助基準などがある場合は、その基準以上の整備を行わないなどによる事業の縮小や、費用対効果を精査した整備に努め、事業費の圧縮による地方債の発行の抑制に努めるこ

ととする。

また、下水道整備については、開発団地などのコミュニティプラントの維持管理経費として平成14年度決算で年間86,146千円が一般会計から繰出されている状況を鑑み、下水道整備事業に関して、コミュニティプラントへの接続を優先するなどにより、一般会計からの繰出金の抑制を行い、経常経費の削減に努める。

#### 一部事業の凍結・ペースダウン

建設投資事業で、継続的に整備を進めている事業のうち、市民生活に重大な影響を及ぼすことがない事業については、各年度の整備計画について後年度へ遅らせるなどの措置によるペースダウンや、一時凍結を図り、各年度の整備事業費総量の抑制を図る。

建設投資の抑制による一時的効果額

703百万円

## (5) 補助金の見直し

本市の補助金についてはその補助理由や目的などから以下の区分に分類することができる。

1. 市民の福祉の向上や生活の向上に資するために、市民などが支出する経費の一部を補助する「事業補助」

この補助金は、「重度障害者住宅改造助成」「遠距離通学費補助」などの扶助費的性格の補助や、「中小商業者融資信用保証料補助」「私立幼稚園幼児教育振興助成」「集会所整備事業補助」「バス路線維持費補助」などの政策的な補助なども含まれる。

2. 各種団体の事業が市民生活の上で重要であるとの観点から団体の実施する事業に対して補助を行う「団体事業補助」

この補助金には、「老人クラブ活動支援」「観光・行事振興事業」「PTA活動支援事業」などが含まれる。なお、各種外郭団体補助については、別途、外郭団体の見直しとして検討することとし、ここでは対象外とする。

3. 各種実行委員会などが行うイベントに対して補助を行う「イベント補助」

このイベント補助については、委託料の見直しで、イベントの見直しとして検討を行ったことと同様に、イベントの区分に応じた適切な補助金の執行に努める。

4. 市民に、施策に沿った一定の活動(行動)を奨励するために行う「奨励補助金」

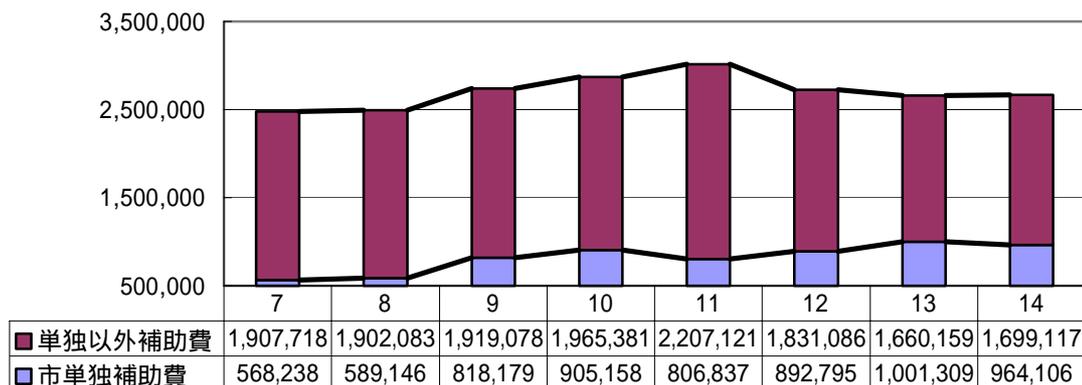
この補助金は、「犬等不妊手術助成」「生ごみ処理機購入補助」「クラブ活動充実事業」などの補助金がある。

5. 上記のいずれにもあてはまらない「その他補助金」

その他補助金としては「学校給食推進事業補助」「文化財保存事業補助」などが含まれる。

上記補助金の個別特徴に応じた見直しは下記のとおりであるが、補助金の見直しの方向性としては、市の役割分担を明確にすることである。基本方針でも明らかなように、市がその責務として行う範囲について行政は責任を持って行い、それ以外の分野については、市民と市の協働による事業運営に努めなければならない。そして、責務として行う範囲についても、国、府の補助金の支給基準などをベースとし、市単独補助金については、原則としてゼロベースから見直しを行うなど、再度、補助金の適否を市の施策としての必要性の観点から検討すべきである。特に、「団体補助金」や「奨励補助金」については、市単独補助を行う場合でも、期限設定をする、いわゆる「サンセット方式」を取り入れ、市民・団体の自主的な活動を主体とした方向へ移行できるような行政運営を検討しなければならない。

図表 3 9 本市の補助費等の推移 (単位 千円)



補助費等は平成 1 1 年度以降減少傾向にあるが、単独補助費等は上昇傾向にある。

### < 個別補助金の見直しの方向性 >

#### 事業補助の見直し

事業補助については、その目的、効果について、補助金ごとに厳密な精査を行わなくてはならない。その方策として、国・府補助がある補助金については、市の単独上乗せ分の見直しと削減を行い、市単独補助については、市が行う必要性、効果について見直しを行い、一旦ゼロベースで補助金の見直しを行うものとする。また、一方でその目的のために補助金という手法が適しているのかについても検討を加え、最適な方法を検討することとする。

#### 見直し対象とする主な補助金

- ・ 農村漁業振興事業補助
- ・ 商工振興事業補助
- ・ 私立幼稚園幼児教育振興助成
- ・ クラブ活動充実事業助成
- ・ 子どもセンター事業補助

#### 団体事業補助の見直し

各種団体の事業補助については、各種団体委託の項で検討したように、原則として団体の自主的な活動が原則であり、市の補助は団体活動を中心とした市民活動の支援として行うべきである。ところが、事業補助を受けている多くの団体は、その活動において市が事務局として事務を行ったり、市が実質的な団体運営を行っている傾向がある。

そこで、本来のあるべき姿である団体の自主・自立した活動を市が育成する原点に戻り、団体が自立していくための補助金として見直すべきである。そのための方策として、平成 1 1 年度から、団体への運営補助を事業補助に切り替えるとともに、運営補助はサンセット方式としてきた流れを受け、今後は団体の事業補助についてもサンセット方式を可能な限り採用し、団体の自主的な運営の育成へ行政の施策を転換することとする。ただし、当面は現状の補助金の減額により、団体の自主運営へのシフトを行いながら、団体ごとの状況に応じてサンセット方式を順次採用し、単なる補助金力

ットでなく、自主性の育成へと政策転換を図るものとする。

#### 見直し対象とする主な補助金

- ・老人クラブ活動支援助成（市単独分）
- ・民生委員児童委員協議会活動補助
- ・地域商業活性化事業補助
- ・コミュニティ活動事業助成
- ・防火クラブ育成助成
- ・PTA活動支援事業助成

#### イベント補助の見直し

イベント補助については、イベントの委託と同様に、イベントに応じた適切な区分に応じた見直しを行う。（詳細は「委託料の見直し」参照）

#### 奨励補助金の見直し

奨励補助金は、市が一定の施策の推進にあたって、市民などに理解を求め、事業振興を行うために実施する補助金で、一定施策を市民などへ浸透させることを目的としている。

しかしながら、多くの補助金は、その開始当初から同じ手法で継続されており、市が補助をする意味が薄れるか、またはその役割が少なくなっても依然として補助金のみが継続されている傾向が見受けられる。また、本来行政として、補助金を支出してまで奨励すべき施策が見直す必要がある補助金も見受けられる。

そこで、これら補助金については、一旦ゼロベースで見直し、市民などに啓発・奨励を行う手法として補助金が適当であるか検討し、他の手法が効果的な場合はその手法へ切り替えることとする。

#### 見直し対象とする主な補助金

- ・地域看護助成事業
- ・犬等不妊手術助成事業
- ・生ごみ処理機購入費補助事業
- ・不燃物置場設置助成事業
- ・資源集団回収助成事業
- ・浄化槽清掃経費補助事業
- ・集会所整備補助事業補助（計画的な補助の実施と範囲の精査）

#### その他補助金の見直し

その他補助金についても、その必要性を精査し、ゼロベースを原則に補助金の見直しを図らなければならない。

#### 見直し対象とする主な補助金

- ・学校給食推進事業のミルク代補助及び給食費補助

補助金の見直しによる効果額

56百万円

## (6) 給付金の見直し

本市の給付金に関する事業は、生活保護などの法律などにより規定された「扶助費」や、乳幼児、老人などの「医療費助成」、税、国民健康保険納付の「前納報奨金」など様々な分野にわたり、また、その支給根拠についても、法律や、府条例などの根拠に基づくものや、一定の根拠法令があり、その上乗せを行っているもの、市の単独事業として実施しているものまで多岐にわたる。

そのような給付金を支給する市の責務は、「何らかの扶助を必要とする市民に必要な支援を行う。」ことであり、そのような観点から、給付の「必要性」、「範囲」、「額」、「期間」の見直しが必要であり、全ての給付金について、見直しを行うこととする。

特に、市単独扶助費について、市が単独で行う必要性があるかを根本的に見直さなければならない。

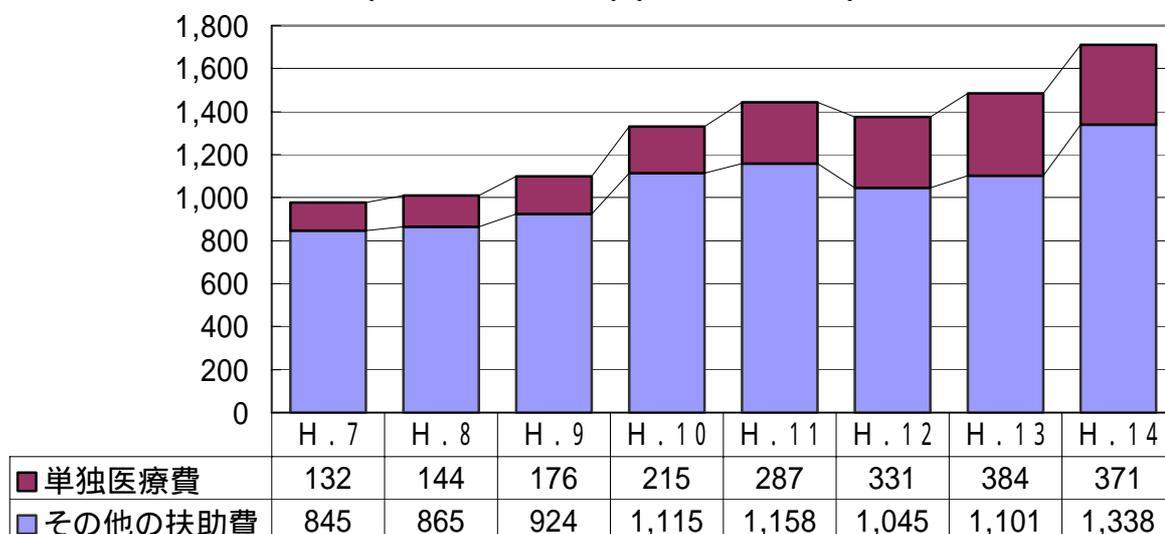
また、国・府などの補助金がある扶助費についても、補助基準以上の上乗せがないか精査し、上乗せの必要性が適正かどうかを見直さなければならない。

このような中で、基本方針でも明らかのように、市の責務について範囲を具体的に設定することで、現在一定年齢以上に給付している給付金や、何ら制限のない給付金については、所得制限などの設定により、給付対象の限定を行わなければならない。

また、「私立幼稚園在籍園児保護者給付金」と「私立幼稚園就園奨励費」のように類似給付金については、制度の統合を行い、効率的な給付金制度の確立に努めなければならない。

なお、いわゆる扶助とは、本来扶助される者の自立を支援することが趣旨であり、そのための方法として扶助費の給付という方法が現在主流となっている。そこで、扶助費の支給についても、その目標から最適な手段であるかを見直し、対象者の自立を支援する方策として他の方法による支援策があれば、施策を切り替えるなど効果的な支援策の検討を行わなければならない。

図表 4 0 扶助費の推移（一般財源ベース）（単位 百万円）



制度改正などにより多少の変動は見られるものの、扶助費の一般財源支出は増加傾向にある。

<削減の方向性>

見直し対象とする主な給付金など

- ・市税、国民健康保険料、下水道受益者負担金の前納報奨金（制度の必要性）
- ・敬老金支給（制度の見直し）
- ・金婚のつどい（制度の見直し）
- ・高齢者バス等優待乗車助成（制度の見直し）
- ・はり・きゅう・マッサージ施術費助成（制度の見直し）
- ・身体障害児（者）・知的障害児（者）福祉金（制度の見直し）
- ・障害者タクシー助成（制度の見直し）
- ・ひとり親入学祝給付（制度の必要性）
- ・ブックスタート事業（制度の必要性）
- ・母子栄養食品支給（制度の必要性）
- ・在宅老人介護支援金給付（制度の見直し）
- ・老人医療助成市単独分（制度の見直し）
- ・重度障害者医療助成（制度の見直し）
- ・母子家庭医療助成（制度の見直し）
- ・乳幼児医療助成（制度の見直し）
- ・市民交通傷害保険（制度の必要性）
- ・災害弔慰金（制度の必要性）
- ・災害見舞金（制度の必要性）
- ・市外私立幼稚園在籍園児就園助成金（制度の見直し）
- ・私立幼稚園在籍園児保護者給付金（支給基準の見直し）

給付金の見直しによる効果額

210百万円

## (7) その他住民サービスの見直し

その他、市が行っている各種事業（サービス）について、従来から効果の低い事業については見直しを進めてきた。この見直しにおいて、一定の事業整理は行ってきたが、事業を廃止するためには、継続以上の努力が必要であるためか、徹底した見直しにはなっていない。そのため、従来の事業を継続したままで、新規事業を進めるため、おのずと行政の肥大化へとつながる傾向となっている。

このような事態を避け、より効果的、効率的な行政運営を進めるために、行政評価システムの構築を行い、事業を分類・体系化し、事業単位に経費と成果を明らかにし、事業の必要性を再点検する作業を進めてきた。今後は、この行政評価システムの中でP・D・Sサイクルを活用し、事業単位に厳密な評価を行い、下記の視点で事業の整理・廃止を行う。

不必要な事業の廃止ではなく、必要な事業のみを実施することへ転換する

市の各事業は、総合計画にあるという理由だけで実施するのではなく、総合計画の中での役割を認識する中で、事業体系を見直し、事業の必要性の検討を進めなくてはならない

必要性を検討する視点として、市民生活に本当に必要な事業は継続し、その他の事業については一旦白紙に戻し、必要性の再検討と類似事業の統合を図るべきである。特に、一部個人や団体に向けた事業や、啓発事業や文化・教育関連事業については、その効果を厳密に精査し、事業の見直しを図ることとする。

< 削減の方向性 >

主な見直しを行う事業

- ・住居表示事業の新規地域の凍結
- ・JET派遣受け入れ見直し
- ・長寿ふれあい活動助成事業（基金利子内運用を原則とする。）
- ・福祉センター送迎バス（公共バス路線との重複の見直し）
- ・健康づくり委員会（あり方の見直し）
- ・環境教育推進事業の見直し
- ・環境基本計画推進事業の見直し
- ・「岩湧の森」森林体験推進事業の見直し
- ・文化の日式典の見直し
- ・小学校音楽鑑賞会事業の見直し
- ・成人大学講座の経費見直し
- ・世代間交流事業の経費見直し
- ・資料館特別展事業の見直し
- ・文化財特別公開事業の見直し
- ・公民館主催講座教室の見直し
- ・市民向けIT教室の見直し

- ・公民館活動支援事業の見直し
- ・各種芸術振興事業の見直し（文化事業としての移管も含む。）
- ・成人のつどいの見直し（第2部の必要性の検討）
- ・青少年国際交流事業の見直し（必要性の検討）
- ・青少年指導者育成事業の見直し
- ・読書振興事業の見直し
- ・自動車文庫事業の見直し（巡回経路、回数）

#### 補助事業から単独事業への転換を図らない

事業の中には、一定の期間、国、府の補助金を受け、モデル事業的に実施する事業がある。これらの事業については、補助金の終了段階で原則事業を終了することとする。

ただし、事業の評価を行い、市の単独事業として必要不可欠であると判断し継続する場合については、単に補助金分を市で負担するのではなく、再度事業経費の見直しと合理化を行い、経費削減に努めなければならない。

#### ボランティアなどの市民活動と市の事業の連携

健全化基本方針にあるように、市が提供しているサービスの中でも市民との協働が可能な分野については、積極的に協働を進めなければならない。特に、福祉、文化、教育については、従来からボランティア活動などの市民活動が盛んに行われており、それらの活動と行政サービスが融合できる事業については、協働に向けた積極的な取り組みを進め、市民活動の活性化と、行政サービスの効果的な運営を進めなければならない。

また、地域の道路清掃などについては、従来からアドプト制度を活用した協働を進めてきたが、今後とも制度を活用して対象地域の拡大を行うとともに、道路以外の公共施設などへも制度の拡大を進めるなどの積極的な取り組みを進めなければならない。

その他住民サービスの見直し  
による効果額

1 2 百万円

## (8) 施設の見直し

市の各種施設は、その目的、用途に応じて、市内各所に分散している。また、その管理形態も、職員が常駐している施設から、嘱託員による管理、財団など外郭団体による管理、地元による管理まで様々な管理形態が存在している。

その目的や、管理運営方法は様々であるが、全ての施設において、その施設の機能を維持し、市民に適切なサービス提供を行いながら、その経費を最小限に抑えることである。そのための手法として、下記の点に留意して見直しを進めることとする。

### <削減の方向性>

#### 管理経費の合理化

##### 1. 管理委託料の見直し

施設管理委託の見直しは、委託料の見直しの項参照

##### 2. 施設光熱水費の削減

施設の維持管理経費のうち、光熱水費については、施設利用者などへの啓発による経費節約はもちろんのこと、冷暖房温度の設定や、白熱球の廃止など可能な限りの節約策を講じ、経費節減に努めなければならない。また、近年、大規模施設全体の省エネ化を促進する手段として「ESCO」が注目を浴びていることから、市役所、文化会館、キックスについてはこの方式について検討を進める。

##### 3. 土地借上料の見直し

施設に付随した土地借上料について、その土地の借上げが運営に必須のものであるか見直す。そして、土地借上げが施設の維持と不可分である場合は、借上げの形態をとることが適当であるか再度見直し、土地所有者との交渉などにより、市が取得することを検討すべきである。

また、土地取得までの期間や、借上げを継続しなければならない場合の借上料について、経年負担が発生し、施設維持経費を圧迫するため、地価の下落に見合った適切な借上料を設定し、適切な経費負担を行うこととする。

##### 4. 開設期間の見直し

施設によっては、その利用が季節や、曜日により大きく偏りがある施設が見受けられる。これらの施設については、開設期間や曜日について柔軟な運用を行い、冬季閉鎖や平日閉鎖などの措置を行うこととする。これらの施設については、市民サービスの低下を懸念し、そのような運用を避けてきたが、利用頻度の低い期間に施設機能を維持するほうが、市民の税金で運用を行う施設としては、総体的なサービスの低下につながるという意識を持ち、積極的な開設期間や時間の見直しを行わなければならない。

特に、「青少年活動センター」や「滝畑レイクパーク」、「高向宮の下駐車場」については、積極的な見直しによる閉鎖期間の設定を行うこととする。

また、図書館や、公民館、キックスなど施設によっては、夜間開館を行っている施設もあるが、これらについても、利用者数の統計などから開館時間の見直しを行い、夜間開館を見直すとともに、夜間と昼間で同様のサービスが必要かの観点からも見直

しを行う。

## 5. 施設機能の見直し

施設はそれぞれの目的に応じ、必要な機能を有しているが、一部の施設について、その施設の設備(備品)などについて、過大な機能を有している施設も見受けられる。

そこで、再度施設の設置目的と、最小限必要な設備を設定し、現在持つ設備や機能について見直しを進める。

特に備品については、維持更新のために経常経費負担が発生することから、その必要性を再度見直さなければならない。

### 主な設備見直し施設

- ・駅前電光掲示板の見直し(併せて、市役所についても同様に検討)
- ・文化会館諸設備の更新時期や方策の検討(最低限の更新を原則とする)
- ・各施設駐車場の必要性の検討(特に駐車場を借り上げている場合の必要性)
- ・類似施設での備品の共有化

### 市民との協働による管理運営

市民の自主活動の場を提供することに主眼を置いた施設(スポーツ施設、市民交流センター、青少年活動センター、公民館など)は市民活動が活性化してこそ機能が発揮できる施設である。

そして、市民活動が活性化するためには、行政主導の活動から、自立した市民による活動を行政が支援する方向へ進めなければならない。

そのような観点から、上記のような施設について、行政の役割は場の提供であり、市民はその場を活用して自立した活動を行う体制へと管理運営方法を見直さなければならない。

そこで、これらの施設の管理運営については、市民が直接運営を行うことによりその自主的な活動が可能となり、行政は場の提供と、側面支援を行うことによる市民と行政の協働による管理運営へとシフトし、より効率的、効果的な施設の管理運営を進めなければならない。

### 施設の統廃合の検討

#### 1. 類似施設の統廃合

市の施設には、類似施設であっても、窓口センターや小中学校などのように、地域に展開する必要のある施設と、体育館や給食センターなどのように地域性の薄い施設に大別することができる。このうち、地域性のある施設については、地域の人口や交通路などを総合的に考慮したバランスによる見直しを行い、地域的に重複する施設については見直しを行う。特に、長野窓口センターについては、市役所へのバス路線の整備も進んでいることや、平日の利用率が低いことなどから、再度その必要性を検討する。(なお、土曜日の開設は長野窓口センター以外でも可能である。)

次に、地域性の薄い施設について、市の施設として類似した施設については積極的

な見直しを行い、類似施設は統廃合を進め、施設維持管理経費の削減に努めなければならない。

天見保育所については、地域の保育所として重要な機能を果たしてきたが、定員に達する見込みはなく、費用対効果が低い結果となっているため、地元と十分な話し合いを進めながら、改善に向けた検討を進めなければならない。

また、三日市幼稚園は、公設の唯一の幼稚園であるが、私立幼稚園が主流となっている本市の状況を鑑みると、公立で1園のみ維持していくことの整合性、効果について、再度見直しを行い、民間への移行や、廃園も含めた検討を進める。

## 2. 有効な活用

施設の設置には、それぞれの目的と期待される効果があり、その内容によって運営形態が定められている。しかしながら、施設によっては、当初予想された効果が得られていない施設も見受けられる。これらの施設については、施設運営に係る経費に見合う効果を上げるよう努力を進めなければならない。

特に、窓口センターについては、利用率が本庁と比較して低く、設置経費と利用効果のバランスを欠いているため、経費をかけることなく、利用率を上げる工夫を進めなければならない。仮に不可能である場合には、その設置の妥当性についても検討を進めなければならない。

表 4 1 本庁と窓口センターの利用状況の比較

区分	職員数	取扱件数	職員1人当たりの取扱件数	本庁を1とした場合の比較
本庁	7	124,961	17,852	1.00
千代田窓口センター	2	10,009	5,005	0.28
長野窓口センター	2	10,509	5,255	0.29
三日市窓口センター	2	15,218	7,609	0.43

取扱件数は平成13年度の請書証明交付件数

取扱件数は比較のため、窓口センターの税証明を除外

本庁職員数は指図書と区分するため、窓口関係担当係職員数を想定

施設の見直しによる効果額

**6 5 百万円**

## (9) 外郭団体などの見直し

### 外郭団体の見直し

市の外郭団体は、それぞれの分野で独自の事業展開により、独自財源が期待できることや、専門的な団体による運営が効率化を促すとの判断で設立したものであり、市で事業運営を行うよりも外郭団体のほうが効率的であるとの判断からであった。

しかしながら、現状では、独自財源を持って、独立運営を行っている団体はなく、何らかの市からの補助金を主な財源として運営されているのが現状である。また、外郭団体であるがゆえに、市の直接的な関与が限定され、市の指導が十分なされていない。

もちろん、団体の性質として、恒常的な市の補助が前提で、市の補助なしには運営が不可能であり、補助をゼロベースで検討することは現実性を欠く。しかしながら、その団体の運営と、市の関与としての補助金の関係を改善し、本来の団体設立の趣旨である、自主・自立した運営による事業の効率的な運営を図るべきである。また、その運営が望めない、もしくは、市の直接執行が効率的である場合などは、外郭団体以外の運営方策も視野に入れた検討を進めなければならない。

#### < 個別の健全化方策 >

##### 1. 公園緑化協会

公園緑化協会については平成7年に公園の管理運営及び緑化啓発を目的に設立したが、協会が独自に行う事業はほとんどなく、現状では、市の補助と管理運営委託がその収入源の大半である。

本来、協会が公園を軸とした緑化事業に取り組み、市の緑化事業の一翼を担う立場で協会運営が進められるべきであるが、現状では、市の事業と協会の施策整合性も弱く、現在の状況では、市が直接管理運営を行ったほうが効率的な側面もある。

そこで、今回の健全化により、協会と市との関係整理を行い、協会には、人件費の抑制と独自財源の確保による財政的な改善を、市は協会の健全化に向けた強い指導と、市の施策と協会事業の整合性を図ることを進め、改善が図られない場合は、協会のあり方から根本的に見直さなければならない。

#### **方向性 公園緑化協会のあり方を含めた役割の整理**

##### 2. 文化振興財団

市の文化施策の中心的な施設として文化会館（ラプリーホール）が開館し、そのホールを中心とした文化振興施策を専門的に行う団体として「文化振興財団」が設立した。その中で、財団は主催事業の開催などにより独自財源の確保に努めるなど、一定の文化振興施策の推進と財団の健全運営に努めてきた経過はある。

しかしながら、文化会館の管理経費や事業経費、財団への補助金などで年間3億円弱（平成15年度予算）の経費支出が見込まれている。この経費は毎年文化振興事業として市が支出することになり、現在の財政状況では、文化振興施策全般について見直す必要に迫られている。

特に、財団関係の補助については人件費として9千3百万円、事業補助として4千1百万円の合わせて、1億3千万円強の支出がされ、他の事業と比較しても均衡を失っているといわざるを得ない。今後もこのような支出を続ける余裕はもはや市にはなく、大幅な事業見直しと人件費圧縮を進めなければならない。

#### 人件費について

現在の職員数は10名(内市派遣1名)嘱託員7名、アルバイト2名の計19名体制で財団運営が行われ、市の文化施策担当として生涯学習推進室が位置付けられており、財団の職員数は、他の施策にかかわる人数と比較してかなり多い。

そこで、まず人件費の圧縮を進め、そのための職員配置の見直しはもちろんのこと、開館時間の圧縮、業務の縮小、業務の委託などあらゆる人件費抑制策をとり、その結果として、まず嘱託員、アルバイトの全廃、次に職員数の削減に努める。

#### 事業費について

事業については、一定採算性のある事業もあれば、ない事業であっても行う必要性のある事業も存在する。しかしながら、現在のように多くの事業が採算割れを起こし、市の補助なしには事業が行えない状況は市民ニーズを反映した事業計画とはいえない。

そこで、年間ベースで事業における入場料収入を受益者負担の観点から1/2を確保することを目標に事業計画を見直し、財団の独自財源と市の補助の合算額を1/2として事業計画を立てるとともに、総体としての文化事業の縮小を行い、現在の市の補助額を1/2程度まで圧縮することとする。

なお、上記のような見直しについては、市の健全化計画がそれなりの成果を上げ、健全化が進展した場合の考え方であって、市の財政のよりひっ迫した状況では、文化施策に関する自主事業の廃止も視野に入れた見直しと、財団のあり方についての見直しを進めなければならない。

### 方向性 文化振興財団のあり方を含めた役割の整理

#### 3. 勤労市民互助会

勤労市民互助会については現在5名の職員(プロパー含む)が勤務しているが、これらのうち、特に人件費について再度精査を行うこととする。現在の事業内容では1名程度の削減が可能か検討を進める。特に本団体の場合、人件費が事業総額の大半を占めるため、人件費の見直しは全体経費の圧縮に大きく寄与することから、職員数の見直しを行い、効率的な互助会運営に努め、経費圧縮を行う。

#### 方向性 人件費等の圧縮と自立に向けた検討

#### 4. 土地開発公社

土地開発公社の健全化について、現在の地価の下落状況下では開発公社による先行

取得自体が、公社が保有する土地の差益損を生み出す原因となり、構造的な問題をはらんでいるので、将来予測も含めた長期的な公社のあり方について見直しを進める。その上で、公社の健全化に向けた取り組みの対策として、公社保有土地の処分を進めなければならない。市がその買戻しを進め、市として必要なければ、市が売却を進めることとする。

しかしながら、そのためには市としても多額の資金が必要となるため、健全化計画については長期的な計画のもと、計画的に進めることとする。

なお、実施時期であるが、現在の状況で開始すべきかどうかについても、十分な検討を行うこととする。

## **方向性 長期的な健全化計画の策定と実施**

### **一部事務組合の見直し**

本市と南河内市町村による共同運営を行っている「南河内清掃施設組合」についても、今回の健全化計画において健全化対策を行わなければならない。

南河内清掃施設組合については、加入各市町村の共同運営であり、本市において、その健全化方策を示すことはできないが、本市の財政状況と、健全化計画の趣旨を関係市町村に説明し理解を求め、南河内清掃施設組合の業務運営についても同様の合理化と経費節減について進めていくような働きかけを続けなければならない。

なお、今後の課題として、一般ごみの有料化について全国的には検討が進められており、実施している団体も少なくないことから、有料化に向けた検討も併せて働きかけを行うこととする。

## **方向性 南河内清掃施設組合の健全化計画の策定の働きかけ**

### **国際交流協会の見直し**

外郭団体ではないが、外郭団体に準じた補助を行っている「国際交流協会」について、その運営に支援を行っていることから、その支援について検討を行う。

国際交流協会は、その設立形態では、任意団体でありながら一定の支援を行ってきたが、本来は、協会として自立した運営を行うべきである。そのためには、市の国際交流施策と、協会の事業の整理を行う必要がある。現在の施策状況では、協会の事業と市の施策の境目が不明瞭で、それぞれの役割分担が明確になっていない。そのため、市が支出する補助金と協会の独自事業が協会内で区分されず、半ば運営補助金と同様の形態になっている。

そこで、他の団体と同様に、国際交流協会の補助金についても事業補助への切り替えを進め、運営補助についてはサンセット方式とし、協会の自立した運営を促し、市の施策との切り離しを進めることとする。一方で、協会についてはNPO法人化などによる自立した運営へ向けた支援を行い、最終的に市との協働による国際交流事業を担うことができる団体へと誘導することとする。

## 方向性 自立に向けた検討と補助金の見直し

### その他各種団体の見直し

その他各種団体の中でも、市が事務局を受け持ち、中心的な役割を果たしている団体については、自立した団体として運営を行えるように、市の関与を縮小しつつ自立した運営を行えるような支援を進めなければならない。

そのための方策として、NPO法人などの方策を団体とともに検討し、双方にとってメリットある関係の構築を進めなければならない。

外郭団体など見直しによる効果

131百万円

## (10) 公営事業会計の健全化

各公営事業会計については、その会計ごとに一般会計からの繰出しを受けつつ独立した会計として運営を行うべきである。

そのためには、健全な会計運営のために、徹底した合理化と、サービス提供範囲について十分な精査が必要である。

そういった観点から、本プログラムと同様の特別会計ごとの健全化計画を策定し、年次的な健全化方策を実現しなければならない。

なお、各特別会計ごとにその特殊性を考慮し、健全化の方針を示す。

### 国民健康保険事業勘定特別会計

国民健康保険事業勘定特別会計（以下「国保会計」という。）の健全化については、まず第1に安定した収納基盤確保である。現在のところ、国保会計の収納率は高く、安定した収納実績をあげている。しかしながら、最近の経済状況を反映して、国保加入者が増加傾向にあり、その結果として、収納率の低下が懸念される。そこで、現状の収納率の維持と向上を目指し、更なる収納対策を実施することとし、市税対策と同様の対策に取り組むこととする。

第2に一般会計からの繰出しの抑制である。一般会計からの繰出しについて、繰出し基準に基づいて行われているが、繰出し額の抑制に取り組むために以下の項目を重点的に取り組む。

#### < 削減の方向性 >

##### 1. 事務費の抑制

国保会計の事務費（人件費含む）については、一般財源からの繰出しとされているため、国保事務についてもより一層の合理化に取り組む。特に、ITなどを活用した人件費削減や、事務の見直しによる郵送料の削減、電算関係委託料の見直しなどにより、効果的な事務処理を行うための見直しを業務単位に実施する。

##### 2. 前納報奨金の廃止

前納報奨金について、市税での廃止を検討しているため、それに合わせて、国保料関係の前納報奨金についても検討する。

##### 3. 保険料軽減のための繰出しの見直し

現在、保険料を軽減するための措置として繰出金が支出されている。このような軽減措置の必要性・効果などについて再度精査し、保険者負担として必要不可欠の制度であるか検討を進め、効果が薄い場合には、廃止するなどにより、繰出金の支出を抑制する。

### 公共下水道事業特別会計

公共下水道事業特別会計（以下「下水会計」という。）について、現在の状況では、下水道整備・維持にかかる経費から、使用料や受益者負担金などの収入を差し引いた額を一般会計から繰出している。現状のままでは、公営企業として下水道事業を行っていくことは不可能であるばかりか、下水道使用料の見直しを行うべき基準額の算定も

不可能である。そこで、以下の点に留意し、下水会計の健全化計画を策定することとする。

<削減の方向性>

1. 繰出し基準の明確化

現在の繰出し基準では、下水会計としての独立採算への道は遠く、公営企業としての独立採算は困難な状況にある。そこで、公営企業体としての運営と、市の一般会計からの繰出し基準を明確にし、下水会計と一般会計の負担割合を明確にした会計運営を行わなくてはならない。一般的には、一般会計繰出し分としては、下水道建設にかかる経費や、雨水処理にかかる経費とされ、汚水処理にかかる維持管理について、下水会計で処理することとされていることから、繰出し基準を明確にした両会計の負担を明確にしなければならない。

2. 下水道料金の見直し

上記繰出し基準を明確にすることで、下水会計として負担すべき割合を明らかにした上で、独立採算を実現すべく、下水道料金などの見直しを行うこととする。特に下水道料金については、昭和62年度に設定して以来、平成10年度に小幅な見直しを行ったのみで、大幅な見直しは実施されていない。そこで、独立採算を軸とした下水会計の健全化の方策として、下水会計負担割合の明確化に従った下水道料金の見直しを行うこととする。

なお、この見直しにより、大幅な改定となる場合には、その改定について、傾斜的な改定を行うなどにより、市民に対して理解の得られる方策を検討しなければならない。

3. 独立した企業会計制度の確立

上記健全化を通じて、公営企業としての自立を促進し、最終的には公営企業会計としての独立した企業会計制度へと移行を進めることとする。

水道事業会計

水道事業会計は、独立した公営企業会計として運営されているが、一般会計からの繰出しについて見直しを行わなければならない。特に、基準外繰出しについては以下の観点から見直しを実施する。

<削減の方向性>

1. 繰出しの必要性の見直し

基準外繰出しを行っている経費について、まず、今後も継続すべきかどうかについて見直しを行わなければならない。特に、生活保護世帯などに関する水道料金の減免については、保護費と減免が二重の扶助になっていないかなど見直しを進めなければならない。

また、必要な経費であったとしても、一般会計による繰出しが適当かどうかについて検討を進めなければならない。特に、道路工事における水道管の移設に関する経費負担など、本来の支出責任を含めて見直しを進めなければならない。

## 2. 繰出し額の見直し

繰出しが適当な場合であっても、繰出し額について、水道事業会計と一般会計の比率について見直しを進めなければならない。特に簡易水道の維持管理にかかる経費について維持管理に係る赤字補填を一般会計より行っているが、水道事業会計の独立性から鑑みて、現在の負担割合が適当かどうか再度見直しを進めなければならない。

公営事業会計の健全化による効果額

107百万円

## (11) 公債費の抑制

市の建設事業などの抑制については、「(4) 建設投資の抑制」の項で、見直し方針について方針を示したが、地方債などの償還にかかる公債費については、経常経費に大きく負担を及ぼすことから見直しを進めなければならない。

<見直しの方向性>

### 新規発行額の抑制

建設投資などにおいて新規発行された地方債の償還は、その後、長期にわたり公債費として経常経費を圧迫する要因となる。現に、経済対策関連での公共事業拡大の中で発行した地方債の償還が財政支出の大きな負担となることが、今回の財政危機の要因の一つとなっている。

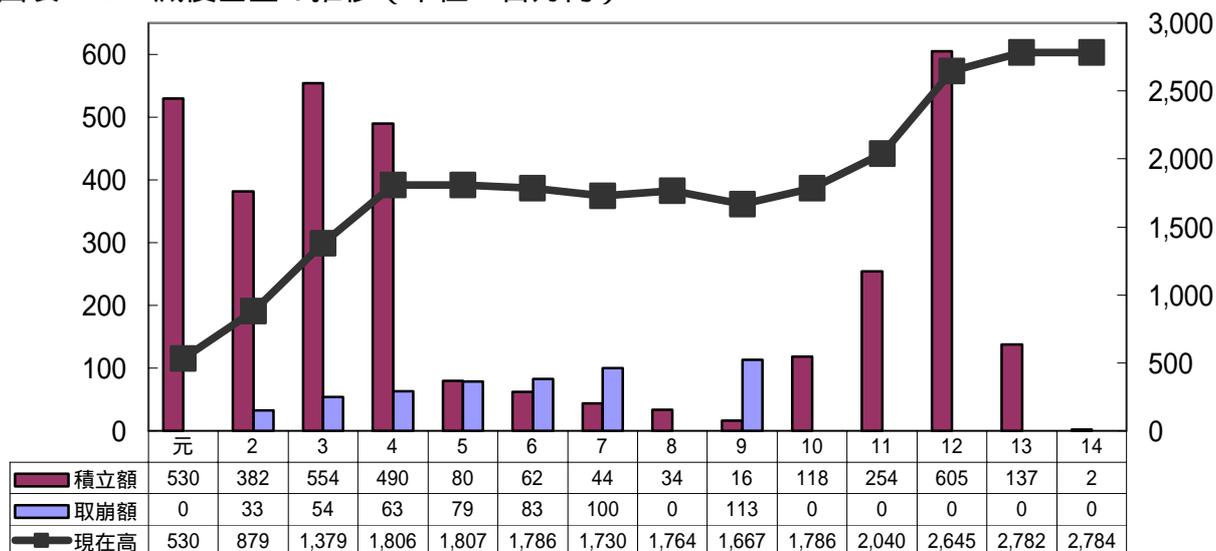
そこで、今後の地方債の発行については、長期財政計画などでの確に予測し、その範囲内で発行額の総額を設定し、後年度に大きな負担とならないように抑制に努める。

### 減債基金活用による長期的な抑制

市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するために設置されている「減債基金」について、図表4-2のように基金残高として約2,784百万円有しており、内、特定起債償還分として384百万円であり、残りの2,400百万円は他の起債の償還可能財源である。

そこで、この減債基金について、基金設置の趣旨を尊重し、今後予想される財政危機に対して有効に活用すべきである。具体的には、基金を取り崩し、借換債の発行抑制や、可能な地方債の繰上げ償還などに充て活用し、長期的な公債費の抑制に努めなければならない。

図表4-2 減債基金の推移(単位 百万円)



### 地方債発行の競争原理の徹底

現在、地方債のうち縁故債の発行に関しては、低金利時代を反映した競争原理に基づく入札を行っている。今後も現在の方針を維持し、低金利による資金調達を実現するために、競争入札を充実させなければならない。

公債費の抑制による効果額

**178百万円**